

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

430 一般国道 4 号	越谷市大字増森4102番地から 北葛飾郡松伏町大字田島455番地まで
--------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 31 日から施行する。